

**港区地域保健福祉計画 令和5年度改定版（素案）に寄せられた
区民意見に対する区の考え方
【 区民意見募集（パブリックコメント）】**

【対応状況】

- 1 意見を反映し、計画素案を修正したもの
- 2 計画素案の記載の中で趣旨を反映しているもの
- 3 計画素案では記述していないが、既存事業等で対応しているもの
- 4 意見の内容が対応できないもの
- 5 区政に対する意見として受けたもの

No.	分野	区民意見	担当課	区の考え方等	対応状況
1	子ども・子育て分野	「港区子ども会議」をどのように充実していくのか、広く知らせてほしいです。親が近くにいない子育て世代が増えている状況で「港区版こども誰でも通園制度」を充実したものにしてください。	子ども政策課	「港区子ども会議」の周知については、広報やSNS等による情報発信のみならず、教育委員会とも連携しながら、より多くの子どもや子育て当事者に事業の内容を知っていただけるよう、周知方法を検討してまいります。また、「港区版こども誰でも通園制度」については、来年度実施予定の試行的事業の効果検証を通して、祖父母等の支援が得られない在宅子育て家庭のさらなる負担軽減につながるよう、「港区版こども誰でも通園制度」の構築に取り組んでまいります。	2
2	子ども・子育て分野	計画の記載は平時のことであり、地震等の災害時に保育園から子ども達を安全に避難させることができるか不安です。自然災害の頻発や激甚化について言及があります。確実に避難するための人員、設備、環境等について具体的に示してください。子ども3人につき保育士1人という基準では計画の内容を実現できる環境ではありません。国に先んじて実行されることを期待しています。	子ども政策課 保育課	保育施設に新たに策定が義務付けられた安全計画に基づき、避難訓練の実施や施設の安全点検をはじめ、各施設が児童の安全を確保するための取組を計画的かつ確実に実施するよう指導を強化しています。また、私立認可保育園等が避難器具等を整備する取組も支援しており、引き続き、各施設が災害に十分に備えられるよう、助言・指導や支援に努めてまいります。	2
3	高齢者分野	第2部 第2章 施策1 小項目(1)社会参加の促進の具体的な取組④「チャレンジコミュニティ大学の支援の拡充」は、より積極的に推し進めていただければと思います。区内に地域で活躍するリーダーの存在は大きな財産といえますので、この施策の拡充はとても評価に値すると思います。	高齢者支援課	地域で活躍するリーダーを養成するため、明治学院大学と連携したチャレンジコミュニティ大学の参加促進の周知とともに、卒業生等で構成するチャレンジコミュニティ・クラブの支援を拡充してまいります。	2
4	高齢者分野	再開発で転居せざるを得ない高齢者が住むことができる公的な住宅の充実を考えていただきたいです。	高齢者支援課	低額所得者向け住宅については、公平・適正に運営するとともに、中堅所得者向け住宅を高齢者向け住宅へ活用することにより、住宅セーフティネットの構築を促進しています。また、高齢者民間賃貸住宅入居支援事業により、住み替えが必要な高齢者を支援しています。引き続き、高齢者をはじめ、誰もが住み慣れた地域に住み続けられるよう、住まいに関する必要な支援を行ってまいります。	3
5	高齢者分野	買い物難民の解消を視野に入れてください。	高齢者支援課	令和5年3月に、港区政策創造研究所が「港区における買い物環境改善に向けた調査研究報告書」を取りまとめ、食料品の買い物環境満足度などが明らかになりました。区はこれまで、大規模開発等の機会を捉え、民間事業者に食料品店等の誘致を働きかけてまいりました。今後も、関係部署が連携し、地域のニーズに合った食料品店等の誘致に努めてまいります。	5
6	高齢者分野	広報みなどを区民全員に配布してください。シルバー人材センターに配布してもらい、高齢者の安否確認や人の交流の場とし、誰がどこにいるか災害時にも役立つようにしていただきたいです。	高齢者支援課	広報みなどは、新聞折込や区役所・各総合支所をはじめとした区有施設、区内の各駅等で配布するほか、希望する方の自宅に無料で配送しています。広報みなどのシルバー人材センターによる配布は予定しておりませんが、「災害時避難行動要支援者登録事業」の普及・啓発に取り組むなど、引き続き、高齢者の安全の確保に努めてまいります。	5
7	高齢者分野	区議会で早口に読む「審議」は高齢者ははじめず、進め方に疑問を感じます。	高齢者支援課	一層わかりやすい議会運営を希望されている区民がおられることを区議会事務局へお伝えいたします。	5
8	高齢者分野	区の職員は事業者へ依存せず高齢者の状況を把握してください。高齢者の知る権利を保障してください。	高齢者支援課	さわやか体育祭や介護予防フェスティバルなど、高齢者を対象とした区主催のイベント開催時などの機会を捉え、職員が参加者と意見交換し、情報収集に努めています。引き続き、高齢者が集う場を好機と捉え、職員が高齢者の抱える悩みやご意見を丁寧に伺い、区の施策に反映してまいります。	3

No.	分野	区民意見	担当課	区の考え方等	対応状況
9	高齢者分野	介護保険事業について、地域包括支援センターを区で一括のセンターとし、職員が運営することを提案します。5地区の困難な事例を一括で把握し、地域包括支援センター全体で解決策を検討し対応することで、職員のレベルアップにもなります。	高齢者支援課	区では、必要な人に必要な介護サービスが届くよう、地理的条件や人口、交通事情等を総合的に勘案し、区民にとって身近な各地区総合支所の所管区域を日常生活圏域と設定しており、介護保険法に基づき、高齢者相談センター（地域包括支援センター）は同区域と同様の5か所としています。毎月のセンター連絡会などの機会を通じて、困難事例や課題の共有に取り組んでいますが、引き続き、センターの相談機能の充実を図ってまいります。	5
10	高齢者分野	地域包括支援センター職員を介護事業者のところに派遣し、要介護者に対応するようにすることで、介護事業者は無理なく介護ができ、その日のうちに、連絡報告ができるようになります。質の向上につながります。	高齢者支援課	要介護者のために開催するサービス担当者会議などに、必要に応じて、高齢者相談センター（地域包括支援センター）の職員が参加するほか、複合的な課題を抱える家庭への対応についても、専門職や関係機関との連携に取り組んでいます。	3
11	障害者分野	今後増加すると思われる中途失聴・難聴者は、多くの音声情報から疎外され、それまでのコミュニティで意思疎通が難しくなるなど、孤立感を強めます。中途失聴・難聴者向けの手話講習会や要約筆記を普及啓発する講座等の実施が必要です。 これは、「障害者の多様な意思疎通支援及び情報アクセシビリティの向上」（第2部 第3章 施策1 小項目(2)）に関わる課題であり、ヤングケアラー、就労問題、また、高齢期での中途失聴・難聴の場合は認知症のリスク、引きこもりや介護予防等様々な分野にまたがるものです。 実施に当たっては、要約筆記を導入し、当事者や要約筆記者を講師とすることが重要です。	障害者福祉課	区は、障害のある方が必要な情報を取得し、円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、中途障害の方も含め、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の充実に努めています。 今後も、中途障害の方の円滑な意思疎通支援や人とのつながりを持つ場を提供できるよう、中途失聴者や難聴者の方を対象とした手話講習会の実施や要約筆記など意思疎通に関するサービスの更なる周知啓発など、様々な事業を充実してまいります。	1
12	障害者分野	比較的若年層の障害者でも、成年後見制度利用のニーズは高いと思われますので、利用促進、制度周知・啓発等をこれまで以上に実施すべきと考えます。「意思決定支援の促進」（第2部 第3章 施策1 小項目(1)）として具体的な取組の中で記載されていますが、その先の対応について具体的に見えてこないので、この点をもう少し具体化すると良いのではないかと思いました。	障害者福祉課	区は、障害のある方や家族の方に、成年後見制度の理解を促進するために、社会福祉協議会等と連携しながら、障害者団体への説明会や制度に精通した弁護士による研修などに取り組んでいます。 今後は、成年後見制度の理解促進を更に進めるとともに、制度の利用を希望する方が相談しやすく、関係機関に適切につなげられる相談窓口となる体制を強化してまいります。	1
13	障害者分野	日中サービス支援型グループホームの整備について、親なき後を見据えた入所施設に代わる受け皿として期待していますが、住環境及びサービスの質の確保についてお願いしたいです。 ○住環境 ・車いす移動が可能なスペースの確保 ・個室には洗面所、トイレを設置（感染症に対応でき、利用者の精神的安定につながります。） ・短期入所の部屋に浴室を完備 ・Wi-Fiの環境の整備 ○サービスの質の確保 運営事業者をしっかりと見極めて選定してほしいです。経験が少なく、管理者として十分な知識もなく利益優先の事業者が多いが、この形態の施設利用者への対応はより高いスキルが必要とされます。	障害者福祉課	日中サービス支援型グループホームについては、現在、施設の基本方針や必要諸室等を検討しており、来年11月を目途に整備計画としてまとめ、決定次第、区のホームページなどに分かりやすく公表してまいります。 また、グループホームの対象者として重度障害者を想定していることから、運営を担う職員は、重度障害に関する専門的知識を有している必要があると考えています。現時点において運営手法は決定していませんが、どのような手法であっても、重度障害者が日々安心して生活できる体制を整えてまいります。	2
14	障害者分野	地域移行の促進に関して、以下の4点について対応策が必要です。 ○障害者の介護事業所が少ないため利用できないこともあります、共生型事業所の参入もほとんどないため、福祉サービスを必要な時に受けられるようになります。 ○障害者に住まいを提供する家主が少なく、地域の理解が得られずに借りることができないことがあります、安全な住まいが必要です。 ○困ったときの相談先としての自立生活援助や地域定着支援を担う事業所が少なく、相談支援事業所は赤字経営の事業所が多く、相談先の扱い手になりません。 ○低収入の障害者が家賃助成なく賃貸物件を探すことは至難の業であり経済的支援が必要です。 障害者に多様な暮らしの選択ができるように、地域移行後も家族がサポートすることになるのであれば、枠を超えた施設の設立をお願いします。	障害者福祉課	区は、障害のある方が地域で安心して自分らしく暮らし続けられるよう、グループホームなど住まいの確保、日中に通所や就労する場所の充実、生活に必要なサービスの拡充に加え、障害のある方に寄り添った相談支援体制の強化など多岐にわたる事業に取り組んでいます。 今後も、障害のある方や家族の方、関係機関からのご意見・ご要望なども参考にしながら、地域移行の促進も含め、障害のある方の地域生活を支援してまいります。	2

No.	分野	区民意見	担当課	区の考え方等	対応状況
15	健康づくり・保健分野	「全世代にわたる健康増進と食育の推進」（第2部 第4章 施策4）に関しては、区内では民間事業者による取組もなされています。これらの取組自体や取組における課題の把握、連携、支援などを実施していただきたいです。	健康推進課	計画に計上した全世代にわたる健康増進と食育の推進の取組において、区内民間事業者の取組内容やその課題を調査し、連携や支援につなげてまいります。	2
16	地域福祉分野	成年後見制度について、「高齢者の権利擁護」（第2部 第2章 施策4 小項目(2)）の具体的な取組で「成年後見制度の理解と利用促進」を挙げていることについて、積極的に取り組んでいただきたいです。 これまでも、港区は国の計画に基づき「港区成年後見制度利用促進基本計画」を策定し積極的に取り組んできたと言えます。今回、港区地域保健福祉計画の中に施策を盛り込み、拡充を図ることは、他自治体に先駆けた取組であり評価することができると思います。 ただし、成年後見制度の周知・啓発はより強化すべきです。 加えて、国の第二期成年後見制度利用促進計画でも重要性が提言されている意思決定支援の充実強化も大切です。 各総合支所での対応の平準化も徹底していただきたいです。	保健福祉課	成年後見制度が必要な人へ、必要な支援を届けるため、区民はもとより関係機関に対しても成年後見制度の周知・啓発についてより強化するとともに、適切かつ安心な成年後見制度の運用を行うため、利用者の意思決定支援や身上保護の側面を重視するほか、各総合支所での平準化を行うため、研修やマニュアルの整備等を行ってまいります。	2
17	地域福祉分野	第2部 第6章 施策3 小項目（1）具体的な取組①利用しやすい成年後見制度の運用について 成年後見人等への報酬助成の対象者拡充及び要件緩和により、制度を利用する区民の財産規模にかかわらず、報酬を得ることができ、より利用しやすくなり、担い手確保につながります。ただし、報酬助成が必要な本人は法的に解決すべき問題を抱えているケースが多く、現在の上限額では実際の報酬額との乖離が大きく不十分であるため引き上げるべきです。 また、監督人に関しても、専門職として成年後見人等をかなりの時間をかけてフォローしていますが、助成額が後見人等の半額では安定した活動の継続は難しく、担い手確保にも影響を及ぼす問題であるため、成年後見人等と同額にすべきです。	保健福祉課	安定した後見等活動を支援するため、成年後見人等への報酬助成については令和6年度から原則、家庭裁判所の審判額と同額の報酬助成を行ってまいります。	2
18	地域福祉分野	第2部 第6章 施策3 小項目（1）具体的な取組①利用しやすい成年後見制度の運用について 成年後見人等候補者のマッチングにおける候補者推薦事業に関して、現在はほぼ中核機関のみで行われていますが、専門職団体の関与を強化すべきです。例えば、司法書士に推薦依頼された案件について、弁護士や社会福祉士の方がより適切と思われる案件等があり、各専門職の専門性を生かせていない事例が見受けられます。	保健福祉課	令和5年度から成年後見人等候補者のマッチングについては、専門職のご意見を伺う場として弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、医師で構成される「港区社会福祉協議会成年後見利用支援センター運営委員会 支援検討部会」を設けています。また、港区では、後見人等候補者の登録制度を設けており、職種だけにこだわることなく、顔の見える関係性の中でよりご本人の状況に合ったマッチングを心がけています。 「支援検討部会」の有効な活用等を含め、ご本人の状況に合ったより良いマッチングの仕組みについて検討してまいります。	2
19	地域福祉分野	第2部 第6章 施策3 小項目（2）具体的な取組②成年後見等の担い手の確保・育成等について 港区社会福祉協議会以外を法人後見の担い手とすることには反対します。家庭裁判所が専門職と認めていない者を候補者として、本人の身上保護がなされず、利益追求に専念するような事例が出てくるおそれもあり、権利擁護の理念に逆行しかねません。 裁判所が認めていない団体の業務遂行のレベルや有事の際のフォローバック体制等を中核機関で把握することが難しい状況で権利擁護がなされなかつた場合には、制度の信頼を損なうことになります。	保健福祉課	第二期成年後見制度利用促進基本計画では、優先的に取り組む事項「担い手の確保・育成等の推進」の中で、「法人後見の実施団体としては社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される一方、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をする必要もある。」とされています。 法人後見のメリットも鑑み、区民ニーズを把握するとともに、専門職からのご意見等もいただきながら適切な法人後見の担い手について検討してまいります。	2
20	分野横断的取組	分野横断的取組では、あらゆる年代に関して、区にアクセスすることができれば、不便や不安を解消できるのではないかと感じました。 自分の家のことは自分で何とかすべきで、誰にも支援を求めることがない、あるいは、情報を知らずに支援を求めることができない方もいらっしゃいます。 様々な取組の周知・啓発に関しても計画に盛り込まれていますが、今後も注力していただきたいです。 区の情報にアクセスできない方にどのように情報を提供していくかが重要です。また、アクセスした際には、たらい回しにしない仕組みが必要です。	保健福祉課	区は、あらゆる分野のサービスや支援の情報を多様な情報ツールやイベント等の様々な場面をとおして、幅広い世代に発信してまいります。 区では、ワンストップであらゆる相談や支援に繋ぐことができるよう、令和4年8月に各地区総合支所に「福祉総合窓口」を設置しました。 今後も引き続きアクセスしやすい情報発信、ワンストップの相談支援の充実を図ってまいります。	2

No.	分野	区民意見	担当課	区の考え方等	対応状況
21	全般	各分野において、担い手やリーダーの育成について記載されています。また、生活困窮世帯の学習支援や食育についても着目されています。これらの取組の拠点として、近隣の現在使われていない国の施設を活用していただきたいです。近隣の大学の社会福祉専攻の学生の実践の場になるため、協力も得られるものと考えます。	保健福祉課	区では、子どもの施設、高齢者施設、障害者施設、区民協働スペースなど、様々な活動拠点を整備しています。あらゆる活動において拠点の必要性・重要性は認識していますので、引き続き、便利で集える場所を積極的に福祉サービスの拠点として活用できるよう確保に取り組んでまいります。	2
22	全般	先進自治体として、もう一步踏み込んだ視点があると良いです。例えば、生きる基礎の「衣食住」の「住」の部分は、人の尊厳を語るうえで欠かせない部分であり、また、バリアフリーなども「住（まちづくり）」に欠かせない視点だと思います。加えて、「いじめ防止」なども学校教育の現場だけでなく、保育園や高齢者施設などにも必要な視点だと思います。この港区地域保健福祉計画が他の計画と整合・連携し、それらをリードする内容があれば、より区民の福祉を区が多角的に増進させる姿勢を示せると思います。	保健福祉課	区では、全局的に分野横断的な取組を進めています。港区地域保健福祉計画に計上した取組についても、住宅や教育など他の分野の計画と連携し、複雑化・複合化する区民生活の課題解決に取り組んでまいります。	2
23	全般	様々な取組の結果がわかりません。	保健福祉課	港区地域保健福祉計画は、学識経験者、地域の活動団体、公募区民等で構成する「港区地域保健福祉推進協議会」において、計画の進捗や成果を確認しています。今後、その結果を区ホームページで公表し、広く区の取組とその結果を周知してまいります。	5
24	その他	区長部局と教育委員会の立場をはっきりしたうえでビジョンを打ち出し、施策を進めてください。	保健福祉課	区長部局と教育委員会は、今後も緊密に連携し、区民福祉の向上のための施策を推進してまいります。	5
25	その他	職員は区の刊行物をよく理解し、多岐にわたる問い合わせに対してすぐに対応できるようにしてください。	保健福祉課	福祉の課題やサービスは年々複雑化しています。あらゆる相談や問い合わせに適切に対応できるよう、今後も引き続き区職員の人材育成に努めてまいります。	5

**港区地域保健福祉計画 令和5年度改定版（素案）に寄せられた
区民意見に対する区の考え方
【区民説明会参加者意見】**

【対応状況】

- 1 意見を反映し、計画素案を修正したもの
- 2 計画素案の記載の中で趣旨を反映しているもの
- 3 計画素案では記述していないが、既存事業等で対応しているもの
- 4 意見の内容が対応できないもの
- 5 区政に対する意見として受けたもの

No.	分野	区民意見	担当課	区の考え方等	対応状況
1	総論	計画期間である令和8年度までに、見直しや振り返りの時期はいつになるのでしょうか。	保健福祉課	港区地域保健福祉計画の計画期間は6年間で、中間に見直しをすることとしています（今回の見直しが中間年の見直しとなります。）。計画の進捗や成果の確認（振り返り）は、毎年度2回（前期・後期）行っています。	2
2	子ども・子育て分野	子ども・子育て分野（第1章）の「港区版こども誰でも通園制度」は具体的にどのような内容が伺いたいです。 保育園を利用している世帯でも、軽い風邪や熱を出して保育園に預かってもらえない場合に一時的に預けることができると良いと思います。	子ども政策課 保育課	区では、より区内の在宅子育て家庭の実情を踏まえた支援を行うため、国の「こども誰でも通園制度」に区の独自性を持たせた「港区版こども誰でも通園制度」の構築を目指してまいります。「港区版こども誰でも通園制度」の構築に当たっては、試行的事業の実施を通して、その内容の検討を進めてまいります。 また、区では、病気の回復期等で保育園での集団保育が困難な乳幼児を一時的に預かる病児・病後児保育を区内6か所で実施していますが、引き続き、その充実に取り組んでまいります。	2
3	子ども・子育て分野	ヤングケアラー対策での庁内連携体制に関して、発見しづらい等課題がある中でどのように支援していくのか、具体的なイメージがあれば伺いたいです。	子ども家庭支援センター	各地区総合支所の福祉総合窓口では様々な福祉に関する相談を広く伺っており、その中でヤングケアラーである可能性に気付いた場合は、子ども家庭支援センターのヤングケアラー支援コーディネーターにつなげ、ヤングケアラー支援コーディネーターが中心となり、関係する部署と連携して迅速な支援を行っています。	2
4	子ども・子育て分野	子ども・子育て世代に関して、家事援助の制度があるとよいと考えています。	子ども家庭支援センター	区では、妊娠期から3歳までの子どもがいる家庭に対して、支援者が家事、育儿等を支援する産前産後家事・育儿支援事業を実施しています。 令和6年度からは、心身のケアや家事及び育儿の支援を行う産後ドゥーラ（産前産後の母子専門支援員）の利用可能期間と利用可能時間を拡充してまいります。	2
5	子ども・子育て分野	「港区こども月間」や「港区子ども会議」とは具体的にどのようなものでしょうか。	子ども政策課	「港区こども月間」は、5月の1か月間を「こども月間」と設定し、5月5日のこどもの日を中心に様々なイベント等を行う、今年度から開始した事業です。 「港区子ども会議」は、子どもの意見を表明する機会と多様な社会的活動に参加する機会の確保を目的として、小学生世代から高校生世代で構成する会議体の設置を検討しています。	2
6	子ども・子育て分野	子どもの意見を聞くことですが、学校との連携はどのようにお考えか伺いたいです。	子ども政策課 教育指導担当	「港区こども月間」や「みなと子ども会議」で把握した子どもの意見については、教育委員会とも連携しながら、区の施策に反映できるよう検討してまいります。	2
7	子ども・子育て分野	高校生の居場所づくりについて、これから取り組むことですが、具体的に検討していることがあれば伺いたいです。 実施する場所については、既存の施設等を活用するのか、新たにつくるのでしょうか。 また、意見の提出にあたり、具体的な場所の提案は可能でしょうか。	子ども若者支援課	令和4年度から令和5年度にかけて実施した「港区高校生世代実態調査」の結果を踏まえ、子ども中高生プラザ等の利活用を推進するとともに、家庭や学校等に居場所が無く、相談相手の居ない高校生世代向けの居場所や、将来への夢に向かえる居場所など、高校生世代の誰もが安心できる居場所づくりを検討しています。 また、高校生世代の居場所は公共空間に限らず区内に偏在するため、具体的な居場所がございましたら、ご意見をお寄せください。	2
8	子ども・子育て分野	保育定員の適正な管理（第1章施策1小項目（1）具体的な取組⑤）では、令和6、7、8年度に私立認可保育園の設置計画がある一方で、区立認可保育園は設置の予定がありません。私立認可保育園の方が空きがあるように認識していますが、私立認可保育園を設置する理由、そして、年度によって保育園の設置数にばらつきがある理由について伺いたいです。	子ども政策課	待機児童解消以降に新設された私立認可保育園は、大規模な集合住宅の設置が予定される再開発計画に、事業者の地域貢献の取組として、区の要請に基づき付置されたものです。各再開発計画の建物竣工年度により、新設される私立認可保育園の開園年度は異なります。 なお、現在は、区内私立認可保育園の空きの状況等を踏まえ、再開発における認可保育園付置の要請は行っていません。	2

No.	分野	区民意見	担当課	区の考え方等	対応状況
9	子ども・子育て分野	私立保育園の保育士について、比較的若年層が多く、離職率も高いと聞きますが、保育士の確保の現状について伺いたいです。	子ども政策課 保育課	近年、全国的に保育士不足が問題となっていますが、港区においては、地元地域に在住する保育士の採用が難しいことなどもあり、この問題が特に大きなものとなっています。 引き続き、保育従事職員の確保・定着の支援や業務負担の軽減に取り組み、職員が意欲的に保育に従事できる環境を整えることで、区内保育施設の体制確保を図ります。	2
10	子ども・子育て分野	全般的にカウンセリングのような制度があるとよいのではないか。高校生の居場所の問題、若年層や精神的に不安定な方、妊産婦の方、高齢者や障害者の方、他にも話し相手を必要とする方などもいます。カウンセリングにも、話し相手としてや、指導、アドバイスをする、本当のカウンセリングをする等、様々なものがあります。	子ども若者支援課	「港区高校生世代実態調査」の結果では、悩みを相談するかしないかが、自己肯定感と孤独感に相関があることを確認しています。高校生世代の居場所づくりにおいては、利用者の希望に応じたカウンセリング機能を整備することも含めて検討してまいります。	2
	高齢者分野		高齢者支援課	日常生活支援が必要な人に、身体介護や生活支援等の多様なサービスを提供する中で、高齢者の話をお聞きするなど、様々な機会を捉えて高齢者が孤立しないよう取り組んでいます。ふれあい相談員による体制の充実を図るなど、ひとり暮らし等高齢者の見守りも強化してまいります。	2
	障害者分野		障害者福祉課	障害のある方については、障害の特性や程度、ご家族の状況など様々な状況があり、各総合支所の福祉総合窓口、障害者福祉課や地域の関係機関が連携しながら、日々の相談や親なき後の支援等、様々な相談を受けています。各相談支援機関では、ご本人の生活状況や現在の気持ちなどを丁寧に伺ったり、必要に応じて医療などの専門機関に繋いだりするなど、個々に合った対応を行っています。 今後も、障害のある方の相談に応じ、適切な支援につなげられるよう、各関係機関が連携した包括的な相談支援体制を強化してまいります。	2
	健康づくり・保健分野		健康推進課	妊産婦の方向けには伴走型相談支援事業や、交流促進のためのサロン事業等を実施しております。 精神疾患の方向けには保健師や精神科医師による相談等を実施しております。 今後も普及啓発に努めてまいります。	2
11	高齢者分野	若者の間でみられるようなDVが、高齢者の夫婦間でも増加傾向にあり、こうした高齢者のDVに関する相談先としては、子ども家庭支援センターで良いのでしょうか。	高齢者支援課 子ども家庭支援センター	高齢の夫婦間のDVに関する相談についても、子ども家庭支援センターの専門の相談員が丁寧に内容を伺い、関係機関と連携しながら、適切な支援を行います。また、高齢者相談センターでも、丁寧な相談対応を行っています。	3
12	高齢者分野	認知症の方への支援に当たり、支援者による訪問などの介入にはハードルが高いことから、区の健康診査事業などに、認知症の検査項目を加えるなどの取組が必要と考えますが、いかがでしょうか。	高齢者支援課	港区医師会と連携し、認知症セルフチェック健診の機会等を充実させるとともに、各高齢者相談センター（地域包括支援センター）に認知症支援コーディネーターを配置し、個別支援につなげる体制を構築するなど、認知症の早期発見・早期対応の仕組みづくりを推進してまいります。	2
13	高齢者分野	港区で活動する介護人材の多くは、区外から来ており、介護人材の離職の課題に対し、区はどうに捉え、支援していくのか考えを伺いたいです。	高齢者支援課	区は、介護職員の住宅家賃に係る補助を含め、区内の介護事業運営事業者への補助制度を充実させる他、介護ロボット等の最先端技術も活用しながら、介護人材の確保に向けた支援に取り組んでまいります。	2
14	高齢者分野	高輪地区高齢者相談センター（地域包括支援センター 白金の森）は、入口が分かりにくいことや来訪者の相談スペース及び職員の執務スペースが狭いなどの課題があると思いますが、施設の移転などを含め改善に向けて取り組むことはできないでしょうか。	高齢者支援課	施設の移転は現実的ではありませんが、引き続き、利用者の御意見を丁寧に伺うとともに、施設職員の執務状況の把握に努めてまいります。	5
15	高齢者分野	高齢者相談センター（地域包括支援センター）に相談する機会がありますが、機械的な対応や職員の頻繁な異動などの印象を受けます。各個人の生活や経済の実態を丁寧に把握し、地域の実情や区の事業により精通するよう、区には適切な指導等をお願いしたいです。	高齢者支援課	高齢者相談センター（地域包括支援センター）が、専門職や関係機関との協力体制を整備するなど、区は、センターの機能を最大限発揮できるよう、引き続き、センターを指導してまいります。	2
16	高齢者分野	高齢者相談センター（地域包括支援センター）に相談した際、当事者の高齢者ではなく、その家族の視点に立った対応や分かりづらい案内を受けたことがあります、相談に行くことを躊躇してしまいます。	高齢者支援課	高齢者相談センター（地域包括支援センター）が、地域の高齢者にとって信頼される施設であり続けるため、実態を改めて確認するなど、適切に対応してまいります。	5

No.	分野	区民意見	担当課	区の考え方等	対応状況
17	高齢者分野	介護保険における訪問ヘルパーを依頼するに当たり、同居者がいた場合、同ヘルパーを派遣できないケースがあり、区（保険者）には、こうした2人暮らし家庭における介護ヘルパーの派遣についての方針を明確にしていただきたいです。	介護保険課	同居家族がいる場合における訪問介護サービスの生活扶助の取扱いについては、国からも通知が出ています。区は、国の通知に基づき、利用者の同居家族がいるということだけで判断しないよう事業者に周知を図ってまいります。	3
18	高齢者分野	港区では地域で高齢者を支えるケアマネジヤーや介護ヘルパーが圧倒的に不足しており、若年者が定着しないことが課題だと認識しています。区には職能団体とともに、港区で働く魅力等を発信するなど、介護人材の確保に取り組んでいただきたいと考えますが、いかがでしょうか。	介護保険課	区内の介護サービス事業所と連携しながら、福祉のしごと・面接相談会の開催等にあわせ、介護人材の確保、育成、定着につながるよう、介護のやりがいや魅力を広く発信してまいります。	2
19	高齢者分野	高齢者の中には、転居先が決まても転居までの間に退去を余儀なくされ、一時的に住居に困窮するケースや、港区での転居先が見つからないケースなど、既存の制度では対応できない場合があるため、高齢者の住まいの支援策の充実が求められていると思いますが、いかがでしょうか。	高齢者支援課	住み替えが必要な高齢者には、民間賃貸住宅や債務保証会社の紹介等事業を実施するほか、家主の不安を軽減する取組など、高齢者の住まいの支援に取り組みます。 また、住宅部門とも連携し、高齢者が安心して区内で住み続けられる施策を検討してまいります。	2
20	高齢者分野	再開発に伴い、管理費の負担に耐えられずに住み続けられない事例があります。こうした高齢者が、愛着ある地域に安心して住み続けられる施策をぜひお願いしたいです。	高齢者支援課	高齢者の住まいの支援については、既存の取組を含め拡充してまいります。 家主都合による退去に関するご相談は増加傾向にあり、やむを得ず区外に転居する事例が少なからずあります。 住宅部門とも連携しながら、高齢者が安心して区内で住み続けられる施策を検討してまいります。	2
21	高齢者分野	防災トイレを設置する訓練に参加しましたが、慣れが必要であり、定期的な実施の必要性を感じました。「高齢者相談センターで防災に関する講座を実施」とあるため、このような取組を関係各所と連携を取り、推進していただきたいです。	高齢者支援課	災害発生時に、高齢者相談センター（地域包括支援センター）が核となり、地域の方、特に支援を要する高齢者の対応に迅速かつ的確に対応できるよう、平時から、関係機関との連携を図り、訓練等についても様々な意見を取り入れながら取り組んでまいります。	2
22	高齢者分野	収入が少ない高齢者も多いため、高齢者に家賃を助成することで、借り手のない部屋が埋まるなど、貸し手と借り手の双方にとって良いのではないですか。	高齢者支援課	高齢者への家賃助成は予定しておりませんが、区は、既存の民間賃貸住宅や債務保証会社の紹介等事業を実施するほか、家主の不安を軽減する取組など、高齢者の住まいの支援に取り組んでまいります。	5
23	高齢者分野	働いている高齢者が疾病によって働くことができなくなることはとても深刻であり、ひとり暮らしの場合は、介護者と一緒に暮らす必要も生じてきます。このような場合は、住宅に関する相談先はどこに伺うのが良いのでしょうか。	高齢者支援課	福祉に関するお困りごとがあれば、各地区総合支所の福祉総合窓口にご相談ください。詳しい状況をお伺いし、適切な機関や支援等におつなぎします。	3
24	高齢者分野	以前は75歳以上の医療費は無料でした。国に対して、75歳以上の高齢者の医療費を無料にするように要望していただきたいです。	国保年金課	現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代が安心できる社会保障制度を構築するために、75歳以上の医療費の本人負担を無料にすることには、慎重に対応するべきと考えています。 制度の見直しについては、現在、国の全世代型社会保障構築会議や社会保障審議会において広範な議論が進められていることから、引き続きその動向を注視してまいります。	5
25	高齢者分野	国は、介護報酬の額を決定しましたが、なり手が不足しているため、介護ヘルパー等の担い手の待遇改善をお願いしたいです。	高齢者支援課 介護保険課	介護職員処遇改善加算等の取得に向けた支援や介護職員の住宅確保策支援等、介護従事者の待遇改善に向けた取組を充実し、介護人材の確保策につなげてまいります。	2
26	高齢者分野 健康づくり・保健分野	防災対策において、防災部門と福祉・保健部門との連携についてはどのようにお考えでしょうか。	高齢者支援課 地域医療連携推進担当	防災部門と福祉・保健部門との連携は重要なテーマであると認識しており、日頃から、防災関係機関との情報共有を推進するなど、緊密に連携してまいります。 発災直後の医療体制整備に関しては、港区災害医療コーディネーターを中心として、関係各機関等との連携のもと、災害対応の各拠点で健康観察等実施等を視野に入れた連携体制を整えることとなっています。	2 3

No.	分野	区民意見	担当課	区の考え方等	対応状況
27	高齢者分野	ある新聞記事で、役所別のリーフレットの読みやすさランキングが掲載され、新宿区が最も優れているとの評価が出ていましたが、こうした記事も参考に、港区でも、フォントの大きさや書体、点字を工夫するなど、ハンディのある方も理解しやすいリーフレット等を作成いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。	高齢者支援課	区では、ユニバーサルフォントの使用や文字の大きさ、レイアウトなど、これまで工夫を重ねてまいりました。「伝わる日本語」という観点でも全庁で取り組んでいます。改めて、皆さまによりわかりやすく必要な情報が届くように取り組んでまいります。	2
	障害者分野		障害者福祉課	区では、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」や「カラーバリアフリーガイドライン」を策定するほか、区民等へ発送する郵送物への音声コードの導入や文書作成時のユニバーサルフォントの使用の徹底などに取り組んでまいりました。引き続き、障害の有無にかかわらず、誰もが必要な情報を容易に取得できるよう、多様な意思疎通支援に取り組んでまいります。	2
28	高齢者分野	高齢者に限らず所得の低い方などに、移転の必要性が生じた際には、家賃助成を含めた支援の検討が必要ではないでしょうか。	高齢者支援課	高齢者への家賃助成は予定しておりませんが、区は、既存の民間賃貸住宅や債務保証会社の紹介等事業を実施するほか、家主の不安軽減策に取り組むなど、高齢者の住まいを支援するとともに、住宅部門とも連携しながら、高齢者が安心して区内で住み続けられる施策を検討してまいります。	5
	生活福祉分野		生活福祉調整課	区では、港区就労・支援センターにおいて、生活困窮についての包括的な相談を受けています。住宅に関しては、離職ややむを得ない休業等により経済的に困窮した際に、最長3か月間（状況により2回までの延長在り）、家賃を家主へ直接支払う、住宅確保給付金の制度があります。また、この制度が利用できない方には、東京都社会保健福祉協議会が実施する、生活福祉資金の貸付けなどをご案内しています。	3
29	障害者分野	重度の知的障害の子どもがこれから入所できる施設が不足しています。南麻布三丁目の施設が整備予定ですが、定員20名となっています。将来的に不足すると思われますが、どのようにお考えでしょうか。	障害者福祉課	区の人口増加に伴い、区の障害者の数も増えていること、また、障害者の重度化や親なき後の課題を踏まえ、障害者グループホームの定員増が必要なことは認識しています。今後、区立施設の整備だけではなく、民間事業者を支援することで区内における施設整備を促すなど、あらゆる手段を用いて施設整備に取り組んでまいります。	2
30	障害者分野	日中サービス支援型グループホームが令和10年度に整備されることですが、定員は20名です。1名の欠員に十何名殺到する現状で、20名分整備されても保護者は入所できるか不安です。日中サービス支援型グループホームは入所施設と同等とされていますが、医療の提供は受けられないので、入所施設の新設が望ましいです。年齢的に就労支援施設に通えなくなる世代は、入所施設に入るしかありませんが、令和10年度に20名の整備では不足するように思えます。	障害者福祉課	南麻布三丁目に整備を予定している日中サービス支援型グループホームで提供するサービスの内容は、具体的には今後、整備計画を策定する中で検討してまいりますが、看護師を配置するなど、入所施設に近いものになると考えています。定員が20名では不足することは認識しており、今後もグループホームの需要に対応するため、民間事業者による整備をより促すことができる施策を検討してまいります。	2
31	障害者分野	障害者福祉サービスの担い手の確保や人材育成についても、随分前から言われており心配です。	障害者福祉課	障害福祉サービス等の利用の需要増は続く見込みであり、事業者や支援員の区独自の報酬加算等に加えて、事業者の誘致の必要性を認識しています。また、サービス提供に必要な資格取得に係る経費の助成や、事業者を対象とした研修等を通じて、サービスの質の向上に努めてまいります。	2
32	障害者分野	知的障害者を対象とした移動支援事業や、現在の短期入所の前身の事業は区独自事業として始まっています。今後も先進的な取組を行ってほしいです。	障害者福祉課	自治体主導の日中サービス支援型グループホーム整備は、特別区では港区が初めており、先進的な取組と認識しています。これからも、障害のある方などのご意見等を伺いながら、今後のニーズの高まりが見込まれるサービスや国の制度では対象とならない方への支援など、他自治体をリードするような取組を進めてまいります。	2
33	障害者分野	障害者福祉サービスの担い手を信用できない場合があります。不正や不適切な事例があつても、実際に止めるまでに時間がかかり、また、次の受け入れ先を探す時間も必要となるため我慢しなければなりません。民間の施設が担うのであれば、行政が定期的に監査等でチェックしていただきたいと思います。	障害者福祉課	民間の障害福祉サービス等事業所に対しては、実地にて定期的に指導検査を行うほか、都や区の研修への参加を案内し、また、区の助成を第三者評価受審を要件としております。引き続き、事業所のサービスの質の向上・維持に努めてまいります。	2

No.	分野	区民意見	担当課	区の考え方等	対応状況
34	障害者分野	民間事業者が障害者グループホームを整備する際の支援を推進すると記載があります。 東京都では年に数回ほど説明会などがあり、民間事業者や社会福祉法人が説明を聞く機会があるようですが、区の支援は具体的にどのような内容でしょうか。 また、事業者に対するPRは、説明会を開催するということでしょうか。	障害者福祉課	障害者グループホームの高まる需要に対しては、区立施設だけでの定員確保は難しく、民間事業者による施設整備も誘致する必要があると考えています。区では、利用者の家賃補助や運営事業者に対する事業実施に係る補助を実施するほか、令和6年度からは、グループホームの整備費補助上限額を増額し、民間事業者の金銭的負担の軽減につながる取組を予定しています。これら支援策のPRについては、今後、相談のある事業所に個別に説明するとともに、区ホームページに制度を分かりやすく掲載し、更なる周知を図ってまいります。	2
35	障害者分野	障害者グループホームの整備の進捗について、計画より遅れていると港区基本計画の素案の達成率の箇所にも記載がありました。今後の見通しを伺いたいです。 また、この施設は民間による整備なのでしょうか。	障害者福祉課	障害者グループホームの整備計画のうち、南青山二丁目及び芝浦四丁目については、工事期間の調整などの関係から当初計画より遅れていますが、南青山二丁目は令和7年4月開設、また、芝浦四丁目は令和7年10月竣工で工事を進めています。場所や定員に変更はございません。なお、この2施設は、区立施設となります。	2
36	障害者分野	グループホームを必要としている人は増えている状況でしょうか。 入所を希望する人は増えているように思われますが、必要としている人が入れるようにしていただきたいです。	障害者福祉課	区の人口増加に伴い、区の障害者の数も増えていること、また、障害の重度化や親なき後の課題を踏まえ、障害者グループホームを必要としている方は増えていると認識しています。 昨年度に実施した「くらしと健康の調査」では、知的障害者の3割以上が、グループホームなどの将来的な住まいを求めていたという結果でした。このような高い需要を的確に捉えながら、今後も区立施設の着実な整備を進めつつ、民設整備も併せて促進し、必要な定員を確保してまいります。	2
37	健康づくり・保健分野	食育について掲げられていますが、そこに着眼された背景を教えていただけます。	健康推進課	令和5年に国が改定した健康増進に関する基本的な方針「健康日本21（第3次）」において、ライフステージを通じた取組の推進について示されました。区はこれまで乳幼児や学齢期の子どもに対して等、ライフステージに応じた食育の推進に取り組んできましたが、ライフステージを通じた食育の重要性についても区民により分かりやすくお伝えするため、地域保健福祉計画に明示することとしました。	2
38	健康づくり・保健分野	かかりつけ医に関して、カルテは過去5年分しか保存されませんが、過去の話をしても分からないと言われてしまします。かかりつけ医はあったほうが良いと思いますが、カルテを記録として病院が保存する制度が必要ではないでしょうか。	健康推進課	区独自での制度構築は考えておりませんが、国が進めるパーソナルヘルスレコードの取組などを注視してまいります。	2
39	生活福祉分野	放課後の学習支援は良いと思いました。 週に1回しかないことは少々残念に思います。宿題を見るだけではなく、少なくとも中学生は受験をめざせるようにすると良いのではないでしょうか。	生活福祉調整課	現在区では、生活困窮家庭の中学生・高校生を対象とした学習支援事業を行っています。少人数の環境で、学習だけではない居場所としての機能、学校の補修、受験対策等、個々の学習レベルに合わせた様々な支援を行っています。今後も、児童相談所、子ども家庭支援センター、学校等の関係機関と連携し、子どもの学習支援を進めてまいります。	2
40	生活福祉分野	ひきこもりの家族会では、就労以前に他者や社会と関わることが第一歩であり、そこに踏み出せずに課題を感じている方が多いと聞いています。 港区では、港区生活・就労支援センターで相談を行っていますが、考え方には乖離があるように感じるため、考え方を伺いたいです。	生活福祉調整課	これまで区では、ひきこもりは社会的に困窮していることまたその生活実態から生活困窮に陥りやすいことを考慮し、港区生活・就労支援センターを相談窓口として相談対応をしてまいりました。令和4年度から開始した「ひきこもり支援調整会議」や、令和5年度に実施した「社会参加に関する調査」の結果等から、新たな相談窓口が必要と考え、令和6年度に新たに、ひきこもりの相談に特化した、新たな窓口を設置するよう検討を進めてまいります。	2
41	地域福祉分野	芝浦港南地区には公衆浴場が1軒もなく、高齢者はタクシー券などを利用して通う方もいるようですが、いつまで通えるかわからない状況です。 給湯器が壊れた場合でも経済的に修理が難しいという方や、自身の余命と高額な修繕費用を考えると公衆浴場に通った方が良いという方もいます。芝浦港南地区にもあると良いと思います。	保健福祉課	芝浦港南地区には公衆浴場がないのが現状です。令和5年5月、区内公衆浴場の経営者等で構成する「港区公衆浴場経営対策会議」を設置し、公衆浴場の減少に歯止めをかけることから増やす方向に向けて検討を行いました。検討結果を踏まえ、新たに土地を取得することが困難な都心区における対策として、港区浴場組合が民間ビル等の一部を借り上げて公衆浴場を新設・経営する実証実験「都心型銭湯設置」の取組を支援してまいります。	2

No.	分野	区民意見	担当課	区の考え方等	対応状況
42	地域福祉分野	公衆浴場に関して、特に高齢者は行きたくても行くのが大変という方が多くいます。移動の支援についての考えを伺いたいです。	保健福祉課 高齢者支援課	高齢者の方に関しては、いきいきプラザの入浴サービス等も利用して入浴機会を確保していただくようにご案内しています。 移動の支援に関しては、今後の検討課題としてまいります。	5
43	地域福祉分野	高齢者はいきいきプラザで入浴が可能ですが、公衆浴場がない地区の対策についてどのようにお考えか伺いたいです。	保健福祉課	令和5年5月、区内公衆浴場の経営者等で構成する「港区公衆浴場経営対策会議」を設置し、公衆浴場の減少に歯止めをかけることから増やす方向に向けて検討を行いました。検討結果を踏まえ、新たに土地を取得することが困難な都心区における対策として、港区浴場組合が民間ビル等の一部を借り上げて公衆浴場を新設・経営する実証実験「都心型銭湯設置」の取組を支援してまいります。	2
44	地域福祉分野	民生委員・児童委員が不足している状況ですが、現在の充足率や今後の見通しについて伺いたいです。 大変な仕事ではありますが、ぜひ、適任の方にお声掛けをお願いしたいと思います。	保健福祉課	港区では、民生委員・児童委員は、定数158名に対し、現在134名が活動されています。欠員が生じている区域については、各総合支所の職員が業務の中で補いながら対応しています。 民生委員・児童委員については、引き続き町会・自治会を始め関係団体等に適任者に関する情報提供を求めるなど、担い手の確保に努めてまいります。	2
45	地域福祉分野	成年後見制度は難しい制度であると感じています。専門家だけでなく、市民後見人を増やしていくことも重要だと考えますが、現在は何名の方が実際どのように活動しているのでしょうか。	保健福祉課	市民後見人は区では社会貢献型後見人と呼んでいます。現在、社会貢献型後見人等登録者数18件、受任中件数8件です。受任していない方も、港区社会福祉協議会の事業に携わりながら、受任の機会に向けて待機しています。	2
46	全般	6つの分野に関する取組についてご紹介いただきました。これらの取組を行うには拠点が必要ではないでしょうか。また、高輪地区の地域包括支援センター白金の森は、担当する地域が広く、ある程度の場所が必要と思われます。近隣にある厚生労働省の建物は現在使われていません。高輪地区総合支所管内をカバーするのに足りる資源であると考えています。 ここを拠点として、学習支援、リーダーや担い手の育成、民間を含めた子ども食堂等、多目的に活用できるのではないかと思います。 もうひとつの中点として、近隣の大学の社会福祉専攻の学生の実践の場にすることができます。区、学生や民間のボランティアも含めた連携により活性化につながるのではないでしょうか。 区の取組を推進するためには、まず拠点を作ることから取り掛かることもお考えいただければと思います。	保健福祉課	区では、子どもの施設、高齢者施設、障害者施設、区民協働スペースなど、様々な活動拠点を整備しています。 あらゆる活動において拠点の必要性・重要性は認識していますので、引き続き、便利で集える場所を積極的に福祉サービスの拠点として活用できるよう確保に取り組んでまいります。	2